

事務連絡
平成26年2月18日

各都道府県衛生主管部（局） 御中



厚生労働省医薬食品局審査管理課

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「洗い流すヘアセット料に関する自主基準の質疑応答集（Q&A）」について

システアミンを配合した化粧品については、「システアミンを配合した化粧品の使用上の注意等について」（平成25年12月18日付け薬食審査発1218第1号・薬食安発1218第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知）により、システアミンの配合上限及び容器又は外箱等への記載事項について、化粧品製造販売業者等に対する周知及び指導をお願いするとともに、同通知の内容を踏まえ改正された日本パーマネットウェーブ液工業組合（以下「パーマ組合」という。）の「洗い流すヘアセット料に関する自主基準」についても併せて周知をお願いしたところです。

今般、パーマ組合より、改正後の自主基準の内容を踏まえ、別添のとおり「洗い流すヘアセット料に関する自主基準の質疑応答集（Q&A）」を改正し、傘下の関係業者に対し周知徹底を図ったとの連絡がありましたので、貴管下の化粧品製造販売業者等に対して周知いただけますようお願いいたします。